

令和7年3月24日

豊川市議会議長 柴田 輝明 様

産業建設委員長 佐々木 和美

産業建設委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務についての調査結果を報告いたします。

1 調査項目

(1) デマンド型交通「チョイソコみき」について

本市において、デマンド型交通の導入を検討するため実証実験を行いました。市民の交通手段は、高齢者だけではなく、誰にでも必要なものです。公共交通の在り方は、今後も本市において重要な課題であると考え調査を行いました。

(2) 山林の引き取り制度について

令和5年に作成した「豊川市森林整備計画」では、本市の総面積16,114ha、森林面積5,787ha、そのうち5,678haが地域森林計画対象面積であり、スギ、ヒノキを主体とした人工林面積は3,912ha、人工林率68.9%となっています。

治山・治水の基礎をなくすだけでなく、住民の多目的活用や憩いの場でもある大切な森林ですが、その一方で、管理を行っていく担い手問題は本市において今後、重要な課題だと考え調査を行いました。

(3) ゼロカーボンシティやお 推進協議会について

日本は、パリ協定への参加後、環境省は「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする」と宣言した各自治体を「ゼロカーボンシティ」と定義しました。この定義により各自治体の地球温暖化、気候変動への対策等は必要不可欠な問題と考え調査を行いました。

2 調査内容

別紙＜調査経過＞のとおり、先進都市の視察内容を踏まえて委員間での意見交換会を行いました。

3 調査結果

(1) デマンド型交通「チョイソコみき」について

①本市の状況

本市の地域公共交通では、平成 23 年に地域公共交通総合連携計画を掲げ、法の改正を踏まえ、現在、豊川市地域公共交通計画が策定されている。

民間の鉄道路線やバス路線に加え、豊川市コミュニティバスを運行しており、各種の公共交通が市民の移動を支えている。また、人口減少と高齢化を背景としてコンパクトなまちづくりを推進し、豊川市立地適正化計画の策定を行っている。

②先進都市の状況（兵庫県三木市）

・視察日時：令和 6 年 7 月 31 日（水） 午後 1 時 45 分から

《内容》

【デマンド型交通導入前の吉川地域の状況】

・よかたんバスという 4 つのルートを実行するコミュニティバスを運営していたが、利用者の減少により、よかたんバスを休止し、吉川地域におけるデマンド型交通の導入に繋がる。

※よかたんバスは、平成 30 年 10 月～令和元年 9 月で利用者数合計 7,201 人、1 便当たりの利用者が 1.16 人。令和元年 10 月～令和 2 年 9 月で利用者数合計 4,202 人、1 便当たりの利用者が 1.01 人という状況。

【運行状況】

- ・チョイソコみきは令和 3 年 4 月から運行開始。
 - ・運行事業者は株式会社吉川交通。（市内に交通会社は 3 社）
 - ・車両台数は令和 3 年度は 3 台、利用者の伸び悩みにより令和 4 年度は 2 台で運行。
 - ・利用条件は会員登録を行った方。（吉川地域や三木市民以外でも登録可能）
 - ・運賃は大人（中学生以上）300 円、小児・障がい者及び介助者 150 円。
- ※未就学児は無料だが、保護者の同伴が必要。

【運行日時】

- ・運行は月曜日から金曜日で、時間は 8 時台～16 時台、予約受付は

9 時～17 時。

- ・ 8 時台～ 9 時台の利用は前日の 17 時までに予約が必要。
※月曜日の 8 時台～ 9 時台の予約は、金曜日の 17 時まで。
- ・ 10 時台～16 時台の利用は当日の利用時間の 30 分前までに予約が必要。
※最終乗車は 16 時 30 分までで、当日乗車の最終予約受付は 16 時まで。

【運行内容】

- ・乗降場所は吉川地域の中で、自宅や自宅付近、公共施設、公民館、学校や認定こども園、病院や福祉施設、買い物施設、郵便局や金融機関、路線バスのバス停の全 117 か所。
- ・乗降ルールは幹線路線バスの幹線エリア（幹線路線バスのバス停からおおむね半径 300m 以内）の外で、乗降できる場所に制限がある。
※幹線エリア内の移動は原則不可だが、高齢者や障がい者などで、路線バスのバス停までの移動が困難な方、バス車両への乗降が困難な方は幹線エリア内での移動も可能。

【令和 3 年度～令和 5 年度の運行の比較】

- ・会員登録者数は、令和 3 年度が 334 人、令和 4 年度が 408 人、令和 5 年度が 465 人。
- ・年間利用者数は、令和 3 年度が 1571 人、令和 4 年度が 2,871 人、令和 5 年度が 4,192 人。

【現状の利用状況】

- ・実利用者は会員登録数の 27%程度で、約 4 人に 1 人の割合。
- ・令和 5 年度の実利用者 1 人あたりの年間平均利用回数は 33.5 回（令和 4 年度は 26.6 回）。
- ・70 歳台と 80 歳台の利用で利用者数の約 80%を占めていて高齢者の利用が中心。
※80 歳台の利用が全体の約 50%を占めている。
- ・利用場所で多いのが、買い物施設（40%）、公共施設（23.5%）、病院や福祉施設（13.8%）。

【デマンド型交通運行補助金】

- ・運行の経費から運賃収入を差し引いた損失部分を補助金で

運行業者に補助している。

→補助額は令和3年度が1,669万4,000円、令和4年度が1,491万円、令和5年度が1,567万8,000円。

③総評

今回、デマンド型交通の取り組みを視察目的として兵庫県三木市に伺った。

三木市では、コミュニティバスの利用者減少により、利用者1人当たりのコストが増加し、財政がひっ迫するようになり、デマンド型交通を導入した。

デマンド型交通は、利用の予約がある場合に運行し、利用者によって運行時間や運行経路が変わる公共交通の仕組みであり、タクシーとは違い、乗り合いを前提に運行するため、必要な方には素晴らしい取り組みと感じた。しかし、会員登録者数は年々増加しているものの、実利用者が27%程度と低く、課題も多いことが分かった。

本市においても、利用者は高齢者が多く、乗用車を移動手段としての方が多いため、バスの利用者が少ないことも感じる。

公共交通が市民にとって身近で、誰もが利用できるように、新たな公共交通施策をどのように行っていくか考える必要があると感じた。

(2) 山林の引き取り制度について

①本市の状況

本市では、地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺の森林保全、山腹崩壊等の山地災害防止機能、土壌保全、快適環境維持や観光的に魅力ある自然景観、生物多様性、木材等生産機能などを維持するため、様々な森林の健全保全を行っている。

②先進都市の状況（兵庫県佐用町）

・視察日時：令和6年8月1日（木） 午後1時30分から

1. 事業開始の経緯と背景内容や特色

佐用町が税金を投じてこの事業に踏み切ることになったきっかけは、平成21年に町を襲った豪雨災害である。当時、山から流れ出た大量の木々が川を堰き止め、浸水被害が拡大した。管理不全の山林が被害を拡大させたことが要因である。その被害は死者・行方不明者20名、住宅被害1,790棟、停電、断水を始め公共土木施設被害207件（20.5億円）の

他、農地・農業用施設、農・畜産業、商工業等、町内すべてに及んだ。

他の要因として、過去にも平成 16 年の台風による風倒木被害、木材価格の低迷と林業家の減少、過疎化の進行による森林の放置などである。このような要因に対応し、災害を未然に防ぐため、庵途典章町長は行政の責任で山林を管理する決断をした。

佐用町の特色として、国有林は全くなく殆どを民有林が占めている。その内容は森林面積が町域の 81% (24,861ha) を占め、このうちの 50% (12,222ha) が人工林であり、その 6 割以上が 50 年生である。

また、独自の林業施策として、森林経営計画制度による間伐施業の推進（平成 24 年度から）、林地台帳の精緻化（令和 2～3 年度）、県民緑税事業による災害に強い森づくりの推進（県事業）、住民による里山林整備の推進、木材ステーションさよう、森林経営管理制度（国）を行ってきた。

2. 町民への周知や利用促進の取組

令和元年 11 月に佐用町森林経営意向調査業務において、森林所有者にアンケートを実施した。これを基に、令和 3 年 3 月に「佐用町森林ビジョン」を策定した。また、令和 4 年 1 月 1 日より森づくり基本条例が施行され、町の森林に対する意思表示が明確化された。この森林ビジョンには、「3つの重点理念と1つの目標」「6つの森林（ゾーニング）」「8つのテーマ」が掲げられ取り組んでいる。

その後、令和 4 年度より「町有林化促進事業」が始まった。その目的は、経営管理が困難な山林を町有化することで、所有者不明の森林の解消と放置森林の解消を目指す。譲渡の方法は、寄付か売買によることとし、将来にわたって町が森林を経営管理する。

3. 成果と評価

森林所有者アンケートを対象者数 3,445 件に送付し、回答数は 1,847 通（53.6%）であった。質問項目は 15 問、その他意見として自由記述欄を設けた。そこから様々な実態が明らかになった。

主な結果として、「収入の期待度」では、「期待しておらず、山林の所有者は費用だけが掛かり負担となると考えている」が最も多く 851 人（46.1%）。期待していないとする人全体では 78.4% となり 8 割近くを占めた。このことから森林からの収入を期待していても、安定収入と考える人はほとんどいない。

「管理の意向」については、「現在、特に何もしておらず（放置）、今

後も何かするつもりはない」が最も多く 889 人 (48.1%)、次いで、「管理を任せたいが、誰に何を頼むべきか、方法などが分からない」が 341 人 (18.5%)、「管理のみでなく、所有すらしたくない」が 242 人 (13.1%) となり、管理意向がない所有者は半数を超える。

また、「所有」については、所有者の半数以上は管理意向がなく、現状維持の所有意向が強い。「所有森林の将来像」については、「所有を手放したい (売りたい)」が最も多く 410 人 (22%)。続いて、「森林組合に管理を全て任せたい」が 320 人 (17%)、「佐用町 (行政) に管理を全て任せたい」が 304 人 (16%) と森林組合と佐用町 (行政) に任せたい人はそれぞれほぼ同数、自分で所有・管理ができるとする人は 288 人 (16%) にとどまった。

次に、町有林化促進事業についてである。この事業の目的は「経営管理が困難な山林を町有林化」と定め、具体的には所有者不明森林の解消と放置森林の解消を進めることである。

まず、町有林化の流れはとして「申出 (寄付か売買のいずれかを指定)」→「審査」→「契約」→「登記」の順である。買い取り価格は、土地代金として 1 m²あたり 10 円とし、立木代金についてはスギ・ヒノキのみ立木密度等 (本/ha) により単価を設定している (スギ: 1 m²あたり 100 ~500 円、ヒノキ: 1 m²あたり 150~750 円)。譲渡できないものとして、所有権以外の権利の設定、所有権の一部、無立木地、土壌汚染や埋設物建造物、町が不利益を被る場合などである。

町有林化促進事業の実績について、町有林化事業開始前 (令和 3 年度以前) までは寄付が 10 件 (11 名、45 筆)、面積 209,512.00 m²であったものが、令和 4 年度は寄付 40 件 (46 名、174 筆)、面積 521,831.00 m²、売買は 67 件 (70 名、477 筆)、面積 2,053,769.15 m²、取得価格は 58,595,230 円 (内訳: 土地 20,537,680 円、立木は 38,057,550 円) であった。

また、令和 5 年度は寄付 69 件 (72 名、334 筆)、面積 865,180.96 m²、売買は 145 件 (187 名、1058 筆)、面積 4,754,788.86 m²、取得価格は 111,493,055 円 (内訳: 土地 44,728,670 円、立木 66,764,385 円) であり、令和 4 年度・5 年度の合計実績は、400 件 (386 名、2,088 筆)、面積 8,405,081.97 m²、取得価格は 170,088,285 円であった。

本事業は 10 年間で 5,000ha (民有林の約 20%) を目標に買い取りを行う計画である。実績としては、開始から 2 年間で 1,136ha である。また本年度は 3 年目となり売買における契約予定面積は、95.3%に達しているとのことで順調に計画が推進されている。また、引取りの可否審査についても、国の相続土地国庫帰属制度に比べて緩い。特に、隣地境界

線の確定が条件に入っていないことは譲渡人にとっては非常に助かるのではないだろうか。

4. 課題と今後の進め方

今後の一番の課題は、町有林化した山の活用とのことである。これには2つの考察がある。

一つは、持続可能な新たな林業システムの構築である。具体的には、優良人工林の育成（繰り返しの間伐施業）、不良人工林の再造林、林道・基幹作業道の開設、高性能林業機械によるスマート化、早生樹施業（バイオマス、パルプ）、そして林業従事者の確保である。

二つ目は、地球環境への貢献である。具体的には、ナラ枯れ・松枯れへの対応、炭素吸収量の増大化、薪炭林の復活（バイオマス利用）、そして地域内流通によるコスト縮減・CO₂排出削減である。現在、検討中の施策としているものとして、早生樹施業である。中でも、ユーカリの植樹に取り組む、町の産業化を目指し検討しているところである。一番の理由として、地球環境への貢献をあげていた。

③総評

今回、山林の引き取り制度について佐用町に伺った。日本初の試みであり、全国から注目されている佐用町の取り組みは、森林を所有する方だけでなく、持続可能な地球温暖化対策等を考慮したものと感じた。さらに、町民の雇用や重要な財産となる事業である。

本市でも様々な施策を行っているが、森林の管理不全がおこり佐用町と同様の被害が今後起こりうることも考えられる。

この佐用町の取り組みは、今は難しいかもしれないが、この事業をきっかけに森林管理不全や地球温暖化への取り組みになる事業と感じた。

(3) ゼロカーボンシティやお 推進協議会について

①本市の状況

平成22年に「豊川市環境基本計画」（前計画）を策定し低炭素社会、生物多様性、循環型社会への取り組みを進めている。

環境を取り巻く状況のなか、本市の「基本理念、基本方針」は、次世代に向けた安全で快適な生活環境に向けた施策であり、重要と考えている。

②先進都市の状況（大阪府八尾市）

・視 察 日 時：令 和 6 年 8 月 2 日(木) 午前 9 時 30 分から

【視察内容】

1. 事業開始の経緯と背景について

日本は 2015 年の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択、翌年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みに参加、2050 年に温室効果ガスの排出をゼロにすると表明した。

パリ協定への参加を踏まえて定められた「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、「地方公共団体も温室効果ガス削減に向けた施策を策定し、実施するよう努める」と明記されている。こうした経緯から環境省は、「2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする」と宣言した自治体を「ゼロカーボンシティ」と定義した。

八尾市は 2018 年 8 月、環境負荷の少ない自動車交通を目指して、八尾市グリーン交通・配送推進協議会を設立。エコドライブや配送の効率化をすすめ、また、意見交換や情報交換を行い、啓発・広報活動に取り組んできた。

2021 年 4 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、同年 10 月には、同協議会で実施してきた取組やネットワークを継承した、ゼロカーボンシティやお推進協議会を創設。

「これからのこどもたちの未来」のため、共創と共生の地域づくりの考え方を踏まえ、市民、企業、行政等多様な主体が協働して脱炭素型社会に貢献する情報共有を行うとともに、気候変動への対策等を行うことにより、2050 年度までに八尾市域内の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、脱炭素型まちづくり（ゼロカーボンシティやお）の実現に寄与することを目的に活動している。

2. 事業内容や特色について

同協議会は、市民・事業者・行政によって構成され、三者が協働し取組を推進しているのが大きな特色。主に以下の活動を実施している。

- (1) 脱炭素型まちづくりの実現に向けた情報共有
- (2) 脱炭素型まちづくりの実現に向けた調査、研究及びその推進
- (3) (2) のための勉強会
- (4) (2) の取組状況の公表及び好事例の検証

- (5) (2) に付帯する各種セミナー、ワークショップ等の開催等による啓発活動
- (6) その他、目的達成に必要な事業活動

3. 市民への周知や理解を得るための取り組み

同協議会が作成したホームページや地球温暖化防止リーフレットの配布をはじめ、公民が連携して公共施設だけでなく、市内複数の商業施設でイベントを展開。

家庭でできる省エネの取り組みについてのパネル展示、体験型ワークショップを実施したほか、企業の強みを生かした勉強会を開催するなどして市民を巻き込んだ、脱炭素型まちづくりの実現の機運を高めている。

4. 事業の成果と評価

同協議会には、エネルギー関連、運輸、小売り、製造業など様々な業種の 100 以上企業が会員に加わった。2023 年度実績(累積)で太陽光発電設備の設置は 5,225 件、高効率給湯器の設置は 2,819 台などの成果が上がっている。市域のCO₂排出量は 132.4 万トンで、基準年である 2013 年度比約 14%削減。2030 年には半減を目指している。

5. 課題と今後の進め方

現在展開している活動は全て国、府の補助事業。今後、市の補助金による市民、事業者への支援をどのようにするかが課題。市内にはコンプレッサーを使う事業者が多いのだが、そこへの補助メニューはないなど、国の補助メニューと市の実態が合っていない部分もある。いずれにしても、事業者と市民のニーズ掘り起こしが重要で、ゼロカーボンに関する相談体制の強化を進めていく。

③総評

全国各地の自治体がゼロカーボンシティを宣言し、本市も、令和 6 年 7 月に宣言を行った。

今回の八尾市のゼロカーボンシティの取り組みは、国、府の補助事業であり、事業成果は事業者の理解や市民への周知、CO₂削減を行ったことである。

今後の課題もあるようだが、本市もさまざまな環境施策があり、その施策を行っていくためには、本市の課題をしっかりと把握を行いながら行政、市民の理解、事業者の協力のもと連携を図りながら取り組んでいく必要があると感じた。

4 産業建設委員会からの提言

(1) デマンド型交通「チョイソコみき」について

デマンド型交通は、市民の大事な交通手段であります。豊川市では、コミュニティバス、基幹路線バス、鉄道とあります。

今回、三木市では、地域の現状に合わせたデマンド型交通を導入されています。課題もありますが利用者は増加傾向であり、利便性は高い事業と感じました。

本市においても、全国各地での新規移動手段の取り組み状況の調査を行い、地域の実情や利用者が選択できる新たな交通手段の検討に努めて頂きたいです。

(2) 山林の引き取り制度について

全国的に危機的な自然災害が顕著になっています。地震、津波、豪雨とあらゆる災害が発生。今回、佐用町も森林被害をきっかけに管理不全となっている森林を調査し、二度と起こさないための環境整備をされていました。

町民が安全に安心して暮らし、さらには町民の雇用を生み、佐用町の発展や環境への貢献につながる大切な事業であると考えます。

本市でも、環境保全計画施策をされています。本市の課題は多岐にわたりますが、将来、森林保全の担い手不足は深刻な問題になってしまわないかと危惧します。森林が管理不全にならないように、環境づくりに努めて頂きたいです。

(3) ゼロカーボンシティやお 推進協議会について

今年は夏の猛暑が続き気候変動、地球温暖化による環境の変化がみられました。

本市においても、市民・事業者へ施策をされていますが、温室効果ガスの削減は行政だけでは進むことはできません。市民一人ひとりが自分のことと考えなければならぬと思います。

本市の環境の現状や取組を課題解決に向けていただき、次世代につながる持続可能なまちづくりに取り組んで頂きたいです。

別紙

<調査経過>

令和6年6月18日（火）

「調査事項、視察項目の決定」

令和6年7月31日（水）～8月2日（金）

視察の実施

- | | | |
|----|--------|-------------------------|
| 1日 | 兵庫県三木市 | 「デマンド型交通「チョイソコみき」について」 |
| 2日 | 兵庫県佐用町 | 「山林の引き取り制度について」 |
| 3日 | 大阪府八尾市 | 「ゼロカーボンシティやお 推進協議会について」 |

<意見交換会>

令和7年3月11日（火）